

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年11月24日

経理責任者 独立行政法人国立病院機構  
東長野病院長 土屋 拓司

## 1. 調達内容

- (1) 件名及び数量 委託検査 (A T-Ⅲ 外278点)
- (2) 契約期間 平成30年5月1日から平成32年3月31日まで
- (3) 履行場所 独立行政法人国立病院機構東長野病院

## 2. 競争参加資格

厚生労働省競争参加資格（全省庁参加資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、登録資格の停止を受けている期間は参加できません。

## 3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒381-8567 長野県長野市上野2丁目477番地  
独立行政法人国立病院機構東長野病院 契約係長 藤浪 康弘  
電話 026-295-3705（内線223）  
026-296-1111（代表）
- (2) 入札説明書の交付方法 (1)の交付場所にて交付する。
- (3) 入札書の受領期限 平成29年12月22日（金）17時00分
- (4) 開札の日時及び場所 平成29年12月26日（火）11時00分  
院内第2会議室

開札の出席者は1名とし、出席者が貴社の代表権を有していない場合には、「委任状」の提出をお願いします。

## 4. 一般競争入札の概要

### (1) 入札方法

「3」の場所及び期間までに、「入札書」（書面）及び「入札内訳書」（書面及び電子媒体）を提出して頂きます。「入札内訳書」は「1」の委託検査に係る各々の項目についての単価及び総合計額を記入して下さい。なお、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額（税抜）を記入して下さい。一度提出した入札書の差し替え、変更又は取り消しをする事はできません。

入札書のほかに、平成30年度有効の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、競争参加資格確認書及び委任状（該当者）を提出して下さい。

入札書提出方法は持参又は郵送（受領期限内必着）とし、その他の方法を認めません。

## （2）入札書の無効

次の入札書については無効となりますから、提出の際は十分に確認をお願いします。

- 一 添付された資格審査決定通知書の写しが指定した等級以外のものであるもの、あるいは添付されていないもの。
- 二 入札年月日、法人名称・住所（支店・営業所の場合は同名称・住所）、代表者職氏名の記載漏れ、誤り及び代表者の押印のないもの。
- 三 入札金額が訂正してあるもの及び不正確なもの。
- 四 複数の入札書を提出した場合は当該入札書の全部。
- 五 入札書の積算に誤りがあるもの。

## （3）契約交渉権者及び契約価額の決定

提出された有効な入札書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った入札者を第一交渉権者とします。また、同価格の入札があった場合はくじ引きにより交渉順位を決定します。

第一交渉権者とは、決定後直ちに交渉を開始し、契約価額を決定します。第一交渉権者との交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、次順位交渉権者と交渉を行うものとします。

なお、交渉権者が次の各号に該当する場合は、直ちにその地位を喪失することとなり、その者との交渉は打ち切りとなります。

- 一 他の交渉権者の交渉を妨害した場合。
- 二 交渉の妨害、契約手続の遅延を目的として交渉権を得た場合。
- 三 他の交渉権者と連合した場合は関係交渉者全員（連合が想定される場合は交渉の一時中断。契約後に連合したことが発覚した場合には履行の既済部分を除き契約を無効とする）。
- 四 交渉を拒否した場合（「契約交渉者名簿」の記載・捺印拒否、「委任状」の提出拒否又は正当な理由なく交渉に出席しなかった場合をむ）。
- 五 整然・平穏たる交渉を破った場合。
- 六 通知した交渉日の翌営業日を超える順延又は変更した交渉日の最順延を申し出た場合（その目的は交渉妨害・契約事務遅延にあたる場合は②に該当）。
- 七 交渉中に辞退を申し出た場合。
- 八 当初見積額を下回る価格を提示しない場合でその理由を説明できない場合。
- 九 当院の担当者において交渉が膠着状態に陥ったと判断した場合。

以下、交渉不調の場合は同様に交渉順位に従い漸次交渉日時を通知しますが、当院経理責任者がこれ以上の交渉を行っても契約価額決定に至らないと判断した場合は、契約手続そのものを打ち切り、その旨を当院事務部掲示板に掲示します。

また、交渉権者が決定しなかった場合又は契約事務打ち切りにより、その後に執行される契約手続きは新規となりますので、今回参加者に次回以降の優先参加あるいは

意図的な排除といった不利益は行われません。従って、契約手続の方法、参加者の選定等は改めて計画することになります。ただし、上記「一」～「五」に該当した者については、その後の契約参加に一定のペナルティーを課す場合がありますのでご注意ください。

#### (4) 契約に関する苦情の受付期間

本契約に関する苦情については、その原因となる行為の発生から2週間以内にお願ひします。この受付期間経過後については苦情は受け付けられませんのでよろしくお願ひします。また、受付期間内であっても、直接に利害のない方による苦情はお受けできませんので併せてご承知おき下さい。

#### (5) 照会等

照会は文書にてお願ひします。照会期間は本日から入札書提出までの間（ただし、対応は平日の9時から16時まで）とします。なお、照会内容はこの「入札公告」の調達に直接関係する事項のみとし、例えば国立病院機構の概要といったもの等には応じかねます。

### 5. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金を免除する。
- (3) 契約書を2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- (4) データの受け渡しは当院の方式に合わせることに。
- (5) 病理組織検査と細胞診検査は、再検を含め1週間以内に結果報告をすること。（特殊な染色がある場合を除く）
- (6) お盆期間（新暦8月15日頃）は検査を中断せず、通常どおり検体の収集・結果報告を行うこと。
- (7) 健診事業の検査について、報告書に「生活習慣」「特定健診」「国保健診」「ドック」の区分を印刷すること。
- (8) 全ての項目を自社で実施するか、自社から他社に依頼し実施すること。（「入札内訳書」の金額欄を全て埋めること）
- (9) 診療報酬改訂時の価格交渉は必須とする。また、価格交渉には随時応じること。

以上